

新

## 12. 米軍機による低空飛行訓練の中止等について

次の事項が実現するよう、県が国に対して強力に働きかけることを要望する。

### (1) 関係機関への中止等要請

住民が生活している地域において、米軍機による低空飛行訓練が行われな  
いよう、米軍関係当局に対し、さらに強力な対応を行うこと。

また、新たな機種、飛行ルートなどによる新たな飛行訓練が関係自治体の  
意向を無視して実施に移されることのないよう、迅速かつ強力に対応するこ  
と。

### (2) 国による実態把握と実態の伝達

- ① 低空飛行訓練による住民からの苦情が多い地域へ騒音測定器を設置する  
など、実態調査を実施し、客観的なデータをもって低空飛行訓練の実態を  
明らかにすること。
- ② 現在実施されている低空飛行訓練の実態について、米国側において正確  
に認識されるよう、地方公共団体からの要請内容や苦情件数などを米国側  
に具体的に伝えること。

### (3) 住民負担の軽減

- ① 住民からの訴えや地方公共団体からの要請に対する政府の対応状況、こ  
の対応に対する米国側の反応などについて、低空飛行訓練に係る政府の認  
識とともに、住民や地方公共団体に対して説明すること。
- ② 低空飛行訓練による騒音被害が解消されるまでの間、地元住民の騒音や  
安全性に対する不安などを軽減するために必要な措置を速やかに講じるこ  
と。